

平成 28 年寄附

提出日を記入

平成 28 年
海 津 市 長

太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、性別、電話番号、生年月日)を全て記入。
※記載内容について、年内に変更が生じた場合は、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要です。

記入例

第五十

押印

住 所	〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地	フリガナ	カ イ ズ タ ロ ウ
電話番号	0584 - 53 - 1113	氏 名	海津 太郎 (印)
		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6
		性 別	(男) ・ 女
		生 年 月 日	明・大 40 ・ 10 ・ 1 (昭・平)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続きにおける識別のための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号)を記入してください。なお、番号確認と身元確認のため、個人番号カード等が必要になります(郵送の場合は写しを添付してください)。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限り。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入。
※寄附をする毎にご記入願います。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄付金額
平成 28 年 5 月 1 日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例を受けるための申請は、(1)及び(2)に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く)である場合に限り、チェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である



(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は、同項第2号に該当する者(確定申告書の提出が不要となる者)である者。

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の住民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けるための申請を行う地方団体の長が5以下であると見込まれる者。

ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合のみチェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である



(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長が5以下であると見込まれる者をいいます。

受付書の返送を希望する方は、住所、氏名を記入し、返信用封筒(宛名を記入し、切手を貼ってください。)を同封してください。

係る申告特例申請書受付書

住 所	岐阜県海津市海津町高須515番地	受付日付印
氏 名	海津 太郎 様	

○ワンストップ特例(寄附金税額控除に係る申告特例申請)は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと納税」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、住民税等の控除が受けられる特例申請です。

○寄附される窓口申請書を提出してください。

○地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。

○ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。

○ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。

○提出締切日は該当年の翌年の1月10日です。